

もつと知つてください！

# 国民健康保険制度

わが国では、誰もが安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に加入することになっています。

国民健康保険は、私たちが病気やケガをしたとき、安心して医療が受けられるように、市町村が運営している制度です。医療費は国民健康保険税（国保税）や国・県からの補助金などの公費で賄<sup>まか</sup>われています。医療費が高くなれば加入者に負担いただく国保税の額も増えることとなります。誰もが国民健康保険制度を理解し、安心して利用できる制度運営にご協力ください。

## 国民健康保険のしくみ

国民健康保険は、病気やケガをしたとき、安心して医療が受けられるための助け合いの制度で、市町村が運営しています。

加入対象者は75歳未満で、自営業の人や農業などを営んでいる人のほか、パート・アルバイトなどをしていて職場の健康保険に加入していない人などです。75歳になると、後期高齢者医療保険に加入することとなり、国民健康保険を脱退することとなります。

国民健康保険へ加入する場合は、転入したとき、職場の健康保険を辞めたときなどで

す。また、脱退する場合は、転出したとき、ほかの健康保険に加入したときなどです。

なお、国民健康保険への加入対象者となった場合、速やかに届出を行ってください。加入は届出をした日ではなく、職場を辞めた日など事由が発生した時点から加入資格となります。国民健康保険税（以下、国保税）の徴収もその加入資格を得た日まで、最長3年間さかのぼることになりますので注意が必要です。

## 医療費は国保税や公費で賄<sup>まか</sup>われます

病院などの窓口で保険証を提示すれば、支払うのは医療費の3割（70歳以上の皆さん

は1割）だけです。残りの7割（または9割）は、被保険者の皆さんからいただいた国保税と国や県からの補助金、町一般会計からの繰出金などで賄<sup>まか</sup>われています。

よって、医療費が増えれば、賄うための国保税などが必要となります。そのため「国保税が引き上げられる」あるいは「一般会計からの持ち出しが増える」こととなります。一人一人が医療費について考えてみましょう。

## 健康であることが一番大切です

医療費の高騰を防ぐため、医療費の無駄遣いとなる無用の重複受診や時間外受診はや



めましょう。そして、ジェネリック医薬品を積極的に利用しましょう。

ジェネリック医薬品とは、後発品として開発費を低く抑えられた安価な医薬品で、主要成分・効果・効能は先発医薬品とほぼ同様です。

私たちにとって、健康であることが大きな幸せであることは言うまでもありません。同様に、社会保障である国民健康保険もまた健全であるためには、私たちみんなが健康であることが、とても大切です。

## 自ら健康増進に取り組みましょう

日野町の国民健康保険の保

険給付費は、これまで増加傾向にありました。一人当たりの年間給付費を比較すると、平成20年度は248千円、平成21年度は292千円、平成22年度は298千円と増えていました。しかし、平成23年度は289千円とわずかではあります。減少しました。

その理由は、健診などの生活習慣予防対策事業や各種がん検診、地域へ出かけての健康増進事業などが成果を表しつつあると評価しています。

日野町では、特定健康診査や特定保健指導といった生活習慣病予防対策事業、人間ドック・脳ドック、胃がん・肺がん・大腸がん各種がん検診など重篤な病気の早期発見

事業、ぼかぼか教室・健康相談・栄養相談などの健康増進事業を推進していますので、積極的に利用してください。

また、皆さんも「動物性脂肪を取り過ぎない」「減塩を心がける」「野菜をたくさん食べる」など、バランスの取れた食事を心がける、ウォーキングなど手軽なことから、積極的に家族や友人との会話を増やし「人とのつながり」を広げるなど、日ごろから健康増進に取り組みましょう。

## 国民健康保険税は 制度を支える財源です

国保税は制度を支える大きな財源で、加入者の医療費に充てられます。

国保税は国民健康保険に加入する0歳から74歳までの人にかかる医療分・後期支援分を合わせた額と、40歳から64歳までの人にかかる介護分の合計額が納税義務者である世帯主に課税されます。

世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯に一人でも加入していれば、世帯主が納税義務者となります。これを擬制世帯主と呼びます。納税通知や各種手続きは世帯

主が行うこととなります。

## 国民健康保険税の 期限内納付を

国保税の額は、1年間に必要な医療費から国や県などの補助金や医療機関の窓口で支払う加入者の一部負担金を差し引いた分から、医療分、後期支援分、介護分の税率を算出し、世帯人数や所得などに応じて負担するようになります。

平成24年度の税率を算出した結果、所得や資産、被保険者の増減などにより差はあるものの、昨年と比較して、一世帯当たり5560円減額になります。詳しい税率などは、お配りしている「課税明細書」をご覧ください。また、下記の表では、平成24年度の税額を掲載しています。平成23年度と比較できますので、ご確認ください。

国民健康保険は、みんなが安心して医療を受けるための助け合いの制度です。適切な制度運営のため、国保税の期限内納付にご協力ください。

なお、特別の事情がなく国保税を滞納した場合、通常の保険証を返還いただき、有効期間の短い保険証または資格

証が交付されます。資格証が交付されると、医療機関窓口での支払いがいったん全額自己負担となります。

## 国保税の納期は8期

国保税の納期は、7月31日の第1期から、毎月月末が納期となり、平成25年2月28日が第8期の納付日です。納付の方法は、納付書を持参し、役場出納室、役場黒坂支所、各銀行の窓口で支払うほか、便利な口座振替もご利用ください。

現在、国民健康保険に加入している人は保険証の更新を7月末までに

現在お使いの保険証の有効期間は7月末までです。忘れずに更新しましょう。更新の日程などについては、広報ひのおしらせ版7月5日号をご覧ください。

## 《税率比較表》（平成24年度と平成23年度の税率を比較しています）

内 訳	平成24年度			平成23年度				
	医療分	後期支援	介護分	医療分	後期支援	介護分		
所得割額	前年所得（基礎控除後）に掛ける税率	5.60%	3.50%	3.00%	5.60%	2.30%	2.20%	
資産割額	固定資産税額（土地および家屋）に掛ける税率	20.00%	12.50%	12.00%	25.20%	10.80%	10.20%	
均等割額	被保険者1人当たりの額	17,400円	10,500円	10,600円	20,700円	8,300円	8,700円	
平等割	1世帯当たりの額	特定世帯以外	12,800円	7,200円	5,600円	17,700円	6,300円	4,800円
		特定世帯（注1）	6,400円	3,600円	8,850円	3,150円		
課税限度額	（注2）	510,000円	140,000円	120,000円	510,000円	140,000円	120,000円	

（注1） 特定世帯・・・国民健康保険に加入していた人が、後期高齢者医療保険に移られたことにより、その世帯で国民健康保険に残る人が一人だけになる世帯。後期高齢者医療に移ってから5年間に限り、世帯別の均等割額が半額になります。

（注2） 課税限度額・・・保険税計算上、この金額を超えてもこれ以上は賦課されない金額です。

国民健康保険制度について【問合せ＝役場健康福祉課（電話 72 - 0334）】

国民健康保険税について【問合せ＝役場住民課（電話 72 - 0333）】